

岩石採取計画認可申請の手引

(令和6年4月)

広島市都市整備局指導部宅地開発指導課土砂埋立指導係

目 次	頁
第1 採取計画認可申請の概要	1
1 認可申請の意義	
2 岩石の採取に係る用語の解説	
3 広島市における岩石採取計画に係る手続等の概要	
第2 採取計画認可申請	4
1 申請書の提出	
2 認可申請から認可までの流れ	
3 新規認可申請の流れ	
4 申請書の記載内容	
5 意見照会先関係機関等及び添付書類	
第3 採取計画の変更等	15
1 新規認可申請が必要な採取計画の変更	
2 変更認可申請	
3 軽微な変更（変更届）	
4 採取計画の変更に係る手続（新規変更申請・変更認可申請・変更届）のまとめ	
5 氏名等の変更	
6 変更認可申請のフロー図	
第4 認可の基準について	17
1 法第33条の4の認可の基準（一般的な基準）	
2 技術的基準	
第5 認可の期間	19
1 認可申請（継続・新規）の認可期間	
2 法令等の規定に違反した場合の認可期間（継続認可申請の場合のみ適用）	
第6 認可申請の事前協議	20
1 採取計画認可申請に係る事前協議書の提出	
2 事前協議書の提出から終了までの流れ	
3 事前協議書に係る現地調査等	
第7 採取跡整備に係る保証契約・資金計画	21
1 採取跡整備に係る保証契約	
2 資金計画	
第8 認可後の岩石採取	23
1 岩石採取の着手から完了までの流れ	
2 認可後の岩石採取に係る採石業者の義務について	
3 岩石採取の休止・廃止	
4 認可を受けた採石業者に対する指導等について	
第9 申請書の記載例	27

参 考

採石法の認可に係る規制について

- ・ 岩石採取計画認可申請事務手続きフロー
- ・ 岩石採取計画認可申請の手引（本書）
- ・ 採取計画の技術的基準（採石技術指導基準書（平成15年版）等）
- ・ 広島市採石法施行細則

広島市公式ホームページ > 総合トップページ > 組織でさがす > 都市整備局
> 都市整備局 指導部 宅地開発指導課 > 採石法の認可に係る規制（ページ番号：1885）

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/141/1885.html>

岩石採取計画の認可申請等に係る書類一覧

広島市公式ホームページ > 総合トップページ > 組織でさがす > 都市整備局
> 都市整備局 指導部 宅地開発指導課 > 岩石採取計画の認可申請等に係る書類一覧（ページ番号：
1884）

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/141/1884.html>

広島市開発技術基準（P.17参照）

広島市公式ホームページ > 総合トップページ > 組織でさがす > 都市整備局
> 都市整備局 指導部 宅地開発指導課 > 広島市開発技術基準（ページ番号：1867）

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/141/1867.html>

【凡例】

- 「法」 : 採石法
「省令」「規」 : 採石法施行規則
「県条例」 : 広島県の採石業の適正な実施の確保に関する条例
「施行細則」「細」 : 広島市採石法施行細則

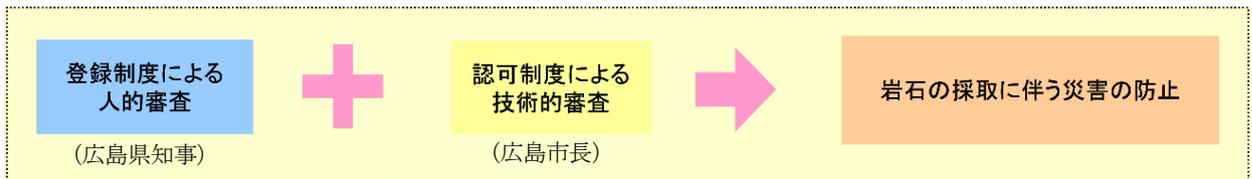
第1 採取計画認可申請の概要

1 認可申請の意義

① 採石法とは

採石法は、土木建築用資材及び工業用資材その他多様な用途を有する岩石を有効に開発するため、採石業に関する権利制度や災害防止制度など、採石業全般にわたる内容を定めた基本法です。災害防止制度としては、採石業者の登録制度と、岩石採取計画の認可制度が採用されており、業者の資質向上を図るための人的審査、岩石の採取に関する技術的審査を経て、はじめて採石業を行うことができるという特徴的な制度となっています。「

広島市域で行われる岩石の採取については、採石業者の登録は広島県知事が、岩石採取計画の認可は平成27年4月から権限移譲により広島市長が行っています。



② 岩石採取計画の認可制度とは

この手引では、主として岩石の採取計画の認可制度について説明します(登録制度については、広島県の「採石業者登録申請の手引」を参照してください。)

広島市域内で採石業者が岩石の採取を行おうとするときは、岩石採取場ごとに採取計画を定め、認可権者である広島市長の認可を受けなければなりません。これは、採石業を行おうとする者の、災害防止に関する技術、施設等物的な面について、事業着手前において規制するために定められた規定です。

③ 認可の基準（法第33条の4）

岩石採取計画認可申請に係る採取計画に基づいて行う岩石の採取が、他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認められるときは、認可を受けることができません。

技術的な事項については、市長が技術的基準を定めています。

④ 遵守義務・監督処分（法第33条の8等）

岩石採取計画の認可を受けた採石業者がその採取計画に従って岩石採取を行わなければならない旨の遵守義務（法第33条の8）を課し、これに抵触するときは、認可の取消し又は事業停止の処分を行うこと、また、緊急事態が発生した場合の緊急措置命令等「採取計画」の認可に関する監督規定が定められています。

2 岩石の採取に係る用語の解説

(1) 採石業者

法第32条の登録（都道府県知事の登録）を受けた者をいいます。

(2) 岩石

法の対象となる岩石とは、花こう岩、せん緑岩、はんれい岩、かんらん岩、はん岩、ひん岩、輝緑岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、れき岩、砂岩、けつ岩、粘板岩、凝灰岩、片麻岩、じゃ紋岩、結晶片岩、ベントナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母、ひる石の24種類の岩石をいいます（法第2条に規定）。なお、岩状でなくとも、花こう岩が風化分解して砂状・粘土状で賦存している場合（いわゆる真砂土や赤土）なども法の対象となります。

(3) 採取跡

岩石採取（当該岩石の採取を行う場所で当該岩石の採取に付随して行う岩石の破碎及び破碎した岩石の洗浄を含みます。以下同じ。）を行ったことにより形質が変更された土地をいい、直接岩石を採取する区域（掘削区域）の土地のみならず、採取行為に付随して形質が変更された進入路、プラント施設等の土地を含みます。岩石の採取を行っているか否かは問いません。

(4) 岩石採取に伴う災害

岩石採取に伴う行為が直接原因となって生じた公共の福祉に係る被害をいいます（岩石の採取に付随して行う破砕した岩石の洗浄に伴う汚濁水による被害を含みます。）。

(5) 岩石採取場の区域

岩石採取の期間内において岩石採取を計画している全区域（岩石の採取に付随して行う岩石の破砕及び破砕した岩石の洗浄を行う区域を含む。）のことであり、保全区域、掘削区域、緑化済区域およびプラントその他の区域から構成されます。

- ・保全区域…採掘箇所が他人の土地に隣接する場合に、隣地の崩壊を防止するため隣地との境界から一定の幅の表土を除去しない区域
- ・掘削区域…岩石や土砂を掘り起こす区域
- ・緑化済区域…岩石採取を終了し、植栽や種子吹付け等によって緑化措置を完了した区域
- ・プラントその他の区域…岩石採取場の区域内で、他の3つの区域に含まれない区域

(6) 認可

法における認可とは、行政法上一般的な禁止（不作為義務）を特定の場合に解除し、適法に一定の行為をなすことを得しめる行政行為である「許可」に当たります。一般的な禁止とは反復継続して岩石採取を禁止することであり、特定の場合とは、法第33条の4に該当する認可の基準に合致する場合があります。

(7) 認可の基準（法第33条の4）

法第33条の認可申請に対して、認可権者が認可すべきかどうかを判断する基準で、「都道府県知事は、法第三十三条の認可の申請があった場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう岩石の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。」とされています。

(8) 認可期間

継続的に岩石採取を禁止することを解除する期間であり、この期間を過ぎると、新たに認可又は採取期間を延長する変更認可を受けなければ岩石採取はできません。

(9) 認可条件

認可を受ける際に認可権者が付するもので、この認可条件に違反した場合は、認可の取消し又は6か月以内の岩石採取の停止を命ぜられることがあります。

(10) 協調採掘

岩石採取場の区域が隣接する2以上の採石業者が採取跡の整備を行うことを目的として、協力して岩石採取を行うことをいいます。

(11) 一体整備

過去に他の採石業者が行った岩石採取に係る採取跡の整備を行うことを目的とし、自らが岩石採取を行う岩石採取場の区域に編入して一体的に整備することをいいます。

(12) 緊急措置命令（法第33条の13）

認可権者は、岩石採取に伴う災害の発生が急迫していると認めるときは、採石業者に対し、その防止のためにとるべき具体的な措置命令又は岩石採取の停止命令を発動することができる旨等を規定しています。

(13) 採石業者団体

採石業の適正な実施を確保するための要件を備えている法人であって、県条例第16条各号に掲げる事業を適正かつ確実に実施することができるものとして広島県知事が承認した団体をいいます。

3 広島市における岩石採取計画に係る手続等の概要（採石業者が市長に提出等する様式等の体系）



第2 採取計画認可申請

1 申請書の提出

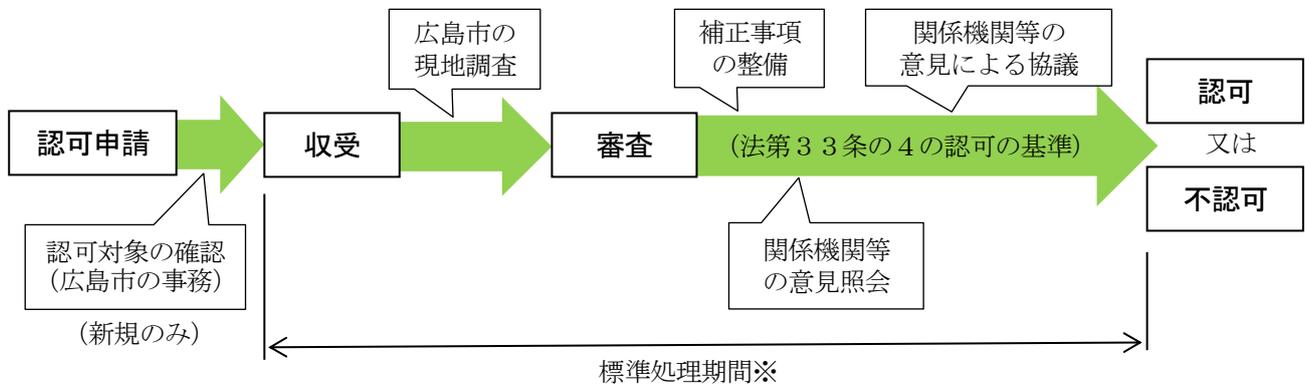
申請者は、岩石採取計画認可申請書（様式第1号）に次の内容を記載し、手数料領収証書及び添付書類を添えて提出（正・副各1部提出。副本は、正本の整備後に提出）します（市長は、申請書の記載内容から、認可対象となる岩石採取場であること及び必要書類の有無を確認して受け付けます。）。

- ・申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・採石業者登録の年月日及び登録番号
- ・採取計画の記載事項（※第9の岩石採取計画認可申請書（様式第1号）の記載例参照）

なお、申請内容について関係機関等へ意見照会するため、5の表「意見照会先関係機関等及び添付書類」に示す書類及び部数が必要となります。この意見照会の書類については、申請書が整った後、関係機関等に意見照会をする前に、別途提出を依頼しますので、申請書の提出時に準備する必要はありません。

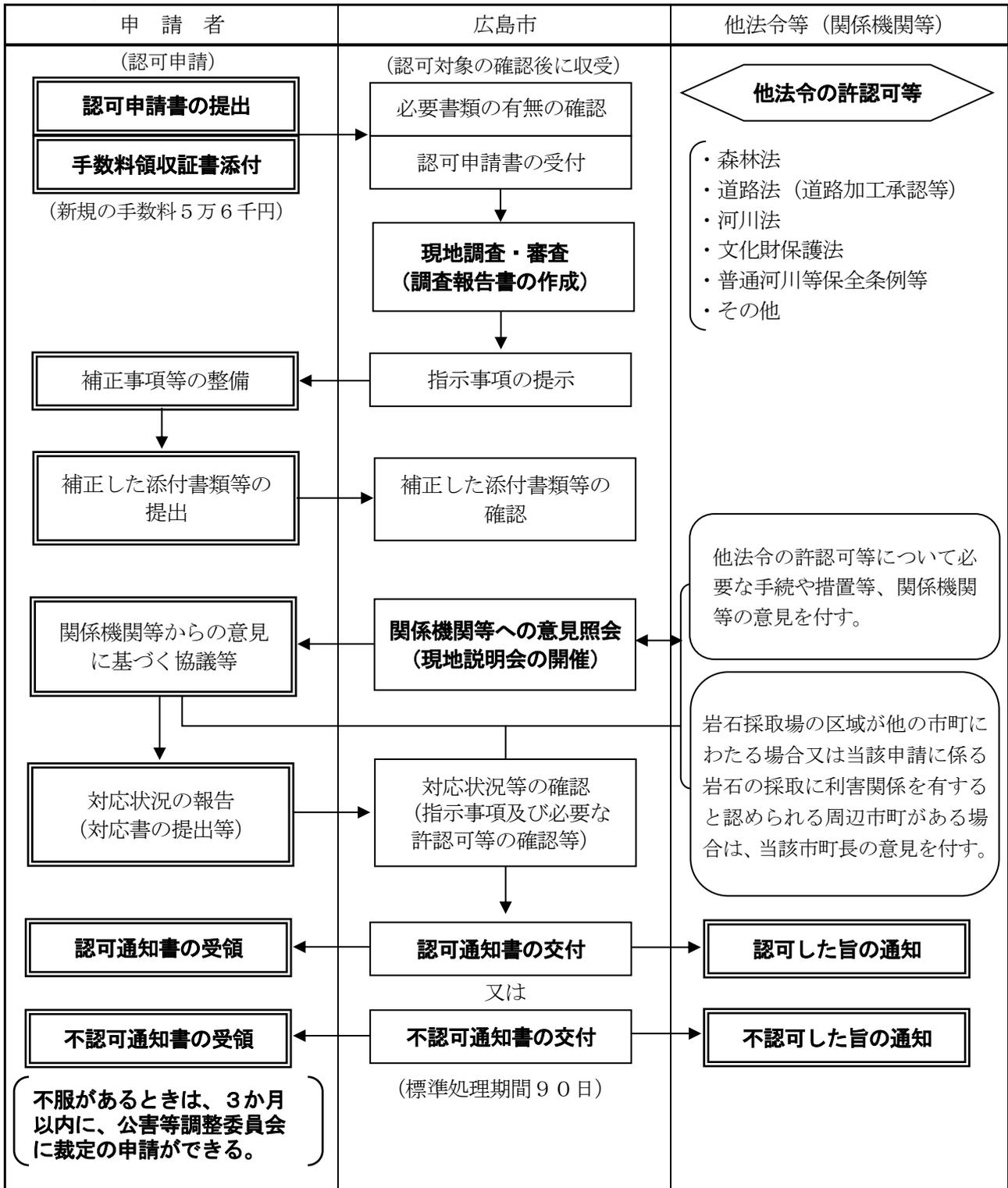
2 認可申請から認可までの流れ

採石業者から法第33条の認可の申請（以下「新規認可申請」という。）又は法第33条の5の規定による変更の認可申請（以下「変更認可申請」という。）があった場合、市長は、次の流れにより審査し、申請内容が法第33条の4の認可の基準に抵触しない岩石採取であるかどうかを判断し、認可又は不認可を決定します。



※広島市が岩石採取計画認可申請書を受け付けてから認可するまで90日程度（補正期間を除く。）

3 新規認可申請の流れ



【認可後の義務について】

認可を受けた採石業者には、

- ①採取計画の遵守（法第 33 条の 8）
- ②標識の掲示・ウェブサイトへの掲載（法第 33 条の 15）
- ③帳簿の備付け（法第 34 条の 2）

などの義務が生じます。（p. 23 第 8 「認可後の岩石採取」参照）

4 申請書の記載内容

岩石採取計画認可申請書[規 8-14、規 8-15]チェックリスト【様式第 1 号】

[規=採石法施行規則、条、項、(号)] [細=広島市採石法施行細則、条、項、(号)]

項 目		記 載 事 項
岩石採取場の区域	地番	<input type="checkbox"/> 土地登記簿上の地名、地番を記載し、区域が 2 筆以上にわたる場合は原則として代表地番のみ記載し、筆数に応じて「外〇筆」と記載
	面積	<input type="checkbox"/> 面積は、区域の総面積とし、併せて保全区域、緑化済区域、掘削区域、プラントその他の区域に区分して 面積を整数（端数を切り捨て） で記載
採取をする岩石の種類及び数量	種類	<input type="checkbox"/> 法第 2 条に規定する岩石を記載 <input type="checkbox"/> 表土、廃土等（廃土、廃石、脱水ケーキ及び脱水ケーキの処理土。以下同じ。）については記載しないこと。
	数量	<input type="checkbox"/> 採取する岩石ごとに掘削総量、採取総量、年間採取量、月間最大採取量（ピーク時の採取量）を 整数（端数を切り捨て） で記載
採取の期間		<input type="checkbox"/> 今回の申請に係る採取の期間を記載 (土地使用についての契約、同意、許認可等の期間との整合がとれていること。)
採掘方法		<input type="checkbox"/> 採掘法を記載（例 階段採掘法（ベンチカット法）） <input type="checkbox"/> 採掘途上に係る状況を記載（表土の厚さ、表土除去の方法、使用機械、階段（ベンチ）高、階段（ベンチ）幅、掘削面の傾斜等詳細に記載すること。)
採掘手段		<input type="checkbox"/> 手掘り、機械掘りのいずれかを記載 <input type="checkbox"/> 使用する機械類の名称、能力、台数を記載（書き切れない場合は、採掘機械類一覧表を添付する。)
火薬類	使用	<input type="checkbox"/> 火薬の使用の有無を記載 <input type="checkbox"/> 使用する場合は、種類、年間使用の予定量を記載
	発破規格	<input type="checkbox"/> 削孔径、削孔長、孔間隔、装薬量、1 回の最大消費量を記載
	小割発破	<input type="checkbox"/> 小割発破を行うか否かを記載 <input type="checkbox"/> 小割発破を行う場合はその手法、発破規格を記載 <input type="checkbox"/> 機械により発破を行う場合は、ブレイカー等の機械名、能力、台数を記載
破碎選別	使用	<input type="checkbox"/> 手選、機械選別のいずれかを記載 <input type="checkbox"/> 使用する機械の名称、能力、台数を記載（書き切れない場合は、破碎・選別機械一覧表を添付する。)
	水洗	<input type="checkbox"/> 水洗する場合は、シクナー、脱水機等の能力等を記載 <input type="checkbox"/> 取水源ごとの取水量、使用水量（1 日当たりの平均使用水量）、用水の循環使用、排水の別を記載
場内運搬		<input type="checkbox"/> 原石、廃土等（廃土、廃石、脱水ケーキ及び脱水ケーキの処理土）、製品の運搬（オープンシュートを含む。）及び積込みに使用する機械の名称、能力、台数等を記載（書き切れない場合は、運搬機械一覧表を添付する。） <input type="checkbox"/> 場内の運搬方法について記載（オープンシュートについても記載すること。)
廃土又は廃石の堆積の方法		<input type="checkbox"/> 廃土、廃石だけでなく、脱水ケーキ及び脱水ケーキの処理土も含めて記載 <input type="checkbox"/> 廃土等（表土含む。）の発生量、堆積場所、堆積場の容積、堆積方法、堆積高及びのり面勾配について記載（締固め方法についても、具体的に記載すること。） <input type="checkbox"/> 堆積場の設置に伴う工事記録簿の作成並びに堆積場の維持管理に伴う点検記録簿及び計測記録簿の作成について記載

岩石採取計画認可申請書[規 8-14、規 8-15]チェックリスト【様式第 1 号】

[規=採石法施行規則、条、項、(号)] [細=広島市採石法施行細則、条、項、(号)]

項	目	記載事項
岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	周辺の土地の利用状況及び公共施設等の状況	<input type="checkbox"/> 採取場及びその周辺 300m の範囲内における土地の利用状況、道路、河川、その他の公共施設、家屋その他の建物の位置、農業用施設の状況について記載
	土地の崩壊などの防止措置	<input type="checkbox"/> 保全区域、表土除去、採掘箇所の点検方法その他土地の崩壊等の災害の防止に関する事項を記載
	騒音・振動の防止措置	<input type="checkbox"/> 主な騒音・振動の発生源とその抑制措置について記載 <input type="checkbox"/> 騒音・振動の規制基準を記載（騒音・振動指定地域の場合）
	粉じんの防止措置	<input type="checkbox"/> 粉じん発生源となる作業とこれに対する粉じん飛散防止措置について記載 <input type="checkbox"/> オープンシュートを行う場合は、それに対する粉じん対策を記載
	飛石の防止措置	<input type="checkbox"/> 掘削方向、発破孔の削孔方向、適正装薬量による飛石防止方法について記載 <input type="checkbox"/> 危険区域の設定、見張り人の配置、発破時刻の定刻化、発破警報等の措置について記載 <input type="checkbox"/> 危険区域内に公共土木施設又は建物があるときは、飛石防止網を設置する旨を記載 <input type="checkbox"/> 小割発破をする場合は、その飛石防止措置を記載
	廃土等（廃土、廃石、脱水ケーキ及び脱水ケーキの処理土）の流出防止措置	<input type="checkbox"/> 堆積場の立地条件、地盤の整備、土留施設、排水施設、廃土等搬出計画等、技術基準に従った計画を記載 <input type="checkbox"/> 仮設置場についても記載 <input type="checkbox"/> 脱水ケーキを廃棄物処分場で処理する場合には、処分場の名称等を記載
	汚濁水等の流出防止措置	<input type="checkbox"/> 洗浄などによる汚濁水、雨水の排水方法、汚濁防止対策について記載
	原石、製品及び廃土等の運搬に伴う措置	<input type="checkbox"/> 岩石の搬出方法及び経路、搬出に伴う災害の防止について記載 <input type="checkbox"/> 県道、市道等の汚濁、汚損防止について記載
	採取期間終了時の措置	<input type="checkbox"/> 原則として、今回の採取期間終了時に跡地整備を行う場合の緑化（植栽後の管理も含む。）及び災害防止措置計画を記載 <input type="checkbox"/> 掘削面について、小段の高さ、幅、勾配及び具体的な緑化方法を記載 <input type="checkbox"/> 廃土等堆積場の緑化計画、維持管理等について記載 <input type="checkbox"/> その他終了後の災害防止措置（立入禁止柵、整形方法）について記載
岩石の賦存の状況		<input type="checkbox"/> 採取場及びその周辺の地質、主な岩石の走向、傾斜を記載 <input type="checkbox"/> 掘削区域内における採取しようとする種類の岩石の残量を、概算で記載
採取をする岩石の用途		<input type="checkbox"/> 採取しようとする岩石ごとに年間生産量を記載し、製品の仕向地を併せて記載

添付書類のチェックリスト

注：番号は「添付書類一覧表」の番号

〔規=採石法施行規則、条、項、(号)〕 〔細=広島市採石法施行細則、条、項、(号)〕

番号	書面、図面の名称等	記載事項等	
01	岩石採取場監督 計画書 【様式第3号】 〔規 8-15、2 (6)〕	業務管理者が監督する内容等について具体的に記載したもの	<input type="checkbox"/> 法第32条により登録されている事務所の名称、所在地、電話番号を記載する。 <input type="checkbox"/> 法第32条により登録されている業務管理者のうち、申請に係る採取場についての責任を有する業務管理者の住所、氏名、生年月日、合格(認定)年月日・番号、連絡先を記載する。 <input type="checkbox"/> 法第32条の13第1項の業務管理者試験合格証を添付 <input type="checkbox"/> 業務管理者が監督作業を行う時間、採取従事者に対して行う教育、監督、説明等に対して具体的に記載する。 <input type="checkbox"/> 災害防止施設の管理、災害発生に対する予防措置、災害発生時又はそのおそれがある場合の業務管理者としての対策及びその処理方法について記載する。
02	採石業者の登録を受けていることを示す書面 〔規 8-15、2 (5)〕		<input type="checkbox"/> 広島県知事が発行した採石業者登録通知書の写し
03	誓約書【様式第4号】 〔細 4、2 (21)〕		<input type="checkbox"/> 年月日の記入 <input type="checkbox"/> 申請者の記名
04	使用土地目録【様式第5号】 〔細 4、2 (1)〕		<input type="checkbox"/> 採取場全区域に係る各地番を大字、字ごとにまとめ、地番の若い順に整理番号を付して土地の登記事項証明書、岩石の採取に関する契約書等の内容を記載する。
05	土地の登記事項証明書 〔細 4、1 (1)〕		<input type="checkbox"/> 原則3か月以内のもの添付(使用土地目録の整理番号順に添付)
06	公図の写し	不動産登記法第14条第1項の地図又はこれに準ずる図面の写し	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 申請区域(赤線) <input type="checkbox"/> 水路(青色) <input type="checkbox"/> 里道〔朱色〕 <input type="checkbox"/> 一部表示(○〇) <input type="checkbox"/> 地図番号 <input type="checkbox"/> 転写人の記名 <input type="checkbox"/> 凡例
07	現況地番図	岩石採取場の区域内及び隣接する土地について示す平面図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 申請区域(赤線) <input type="checkbox"/> 水路(青色) <input type="checkbox"/> 里道〔朱色〕 <input type="checkbox"/> 地番及び筆界〔緑色〕 <input type="checkbox"/> 地目及び形状 <input type="checkbox"/> 所有者名 <input type="checkbox"/> 面積 <input type="checkbox"/> 妨げとなる権利及び権利者名等 <input type="checkbox"/> 一部表示(○〇) <input type="checkbox"/> 凡例
08	岩石採取の権原を有することを証する書面	土地の権利者(用益物権者・担保物権者等を含む。)の契約(同意)書等(契約の見込みを申立てた書面を含む。)の写し 〔細 4、1 (2)〕	<input type="checkbox"/> 押印は、印鑑登録制度において登録した印鑑を使用し、印鑑(登録)証明書を添付する。 <input type="checkbox"/> 岩石採取場(岩石の採取に付随する洗浄等を含む。)の土地に権利を有する者との岩石採取に関する契約書等の写し又は契約の締結(同意を得る見込み)が十分であることを申立てた書面を添付する。(土地所在地、契約者、契約日、契約期間の入ったもの。) <input type="checkbox"/> 1筆の土地の所有者が複数の場合は、全員が契約名義人となるか又は、契約名義人への委任状の写しを添付する。 <input type="checkbox"/> 採取場の土地に地上権等の用益物権を有する者がいる場合は、その権利者の承諾書を添付する。抵当権等の担保物権(ただし根抵当権を除く)を有する者がいる場合は、その権利者の承諾書を添付するのが望ましい。 <input type="checkbox"/> 契約者と土地所有者が違う場合は、契約者が正当な権利者であることを示す書類(相続関係説明図、戸籍謄本等)を添付する。 <input type="checkbox"/> 国(公)有地の場合は、所有官庁の岩石採取についての証明書(貸付け、払下げ等)を添付する。 <input type="checkbox"/> 岩石採取に伴い、採取場外の土地を製品置き場、搬出路(私道)等に使用する場合は、その土地についての使用同意書を添付する。
09	他の行政庁の許可を示す書面 〔規 8-15、2 (8)〕		<input type="checkbox"/> 許可、認可、その他の処分を行った行政庁が発行した許可書又は証明書等の写し(処分の内容、例えば採取の数量、採取の期間をも明らかにする書面)を添付する。 <input type="checkbox"/> 「受ける見込みに関する書面」とは、他の行政庁に提出した許可、認可、その他の処分を受けるための申請書等の写し(収受印のあるもの)とする。 <input type="checkbox"/> 他法令の規制の有無及び必要な手続について確認→「該当する他法令」と整合しているか

番号	書面、図面の名称等	記載事項等		
10	位置図 [規 8-15、2 (1)]	<input type="checkbox"/> 縮尺 1/50,000 の図面とし、縮尺及び方位を記載する。 <input type="checkbox"/> 採取場の位置を（朱書）を示す。 <input type="checkbox"/> 申請区域（赤色実線） <input type="checkbox"/> 接続先道路及び主要道路の名称 <input type="checkbox"/> 放流先施設の名称 <input type="checkbox"/> 凡例		
11	岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面 [規 8-15、2 (2)]	<input type="checkbox"/> 地形の状況がわかる縮尺 1/3,000 又は 1/5,000 の図面とし、縮尺及び方位を記載する。 <input type="checkbox"/> 採取場の境界線（黄緑色）を表示する。 <input type="checkbox"/> 採取場内の切羽の位置、廃土等堆積場（場外含む。）、災害防止施設、プラント、沈砂池、火薬庫等の位置を表示する。 <input type="checkbox"/> 採取場及びその周辺 300m（採取場の外縁から）の範囲内に存在する河川、道路その他の公共の用に供する施設、家屋その他の建物の位置、農業用施設等を記載し、その名称を記載する。 <input type="checkbox"/> 凡例		
12	丈量図 [細 4、2 (4)]	<input type="checkbox"/> 縮尺は 1/500～1/1,000 とする。（ 実測平面図と同一縮尺とする。 ） <input type="checkbox"/> 保全区域（緑色）、緑化済区域（青色）、掘削区域（赤色）、プラントその他の区域（ 黄色 ）に区分し、それぞれの区域の面積を三斜法又はプランメーター等により計算し、寸法線及び寸法はそのまま記載する。 <input type="checkbox"/> 面積計算書を図面上に作成する。 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 凡例		
13	岩石賦存量計算書 [細 4、2 (5)]	<input type="checkbox"/> 申請期間内の岩石採取量を「15 実測縦断面図」「16 実測横断面図」で求めた数値により算出する <input type="checkbox"/> 容積 (m ³) に原石の比重を乗じて採取量(重量、ト)を算出する。 <input type="checkbox"/> 申請書の数量及びその内訳（掘削総量、岩石の採取量等について整合性の確認）		
24	廃土等発生量計算書 [細 4、2 (10)]	<input type="checkbox"/> 原則として「13 岩石賦存量計算書」↑と同一の書面で作成する。 <input type="checkbox"/> 表土、プラント等から発生する廃土等（廃土、廃石、脱水ケーキ及び脱水ケーキの処理土）の発生量を算出する。		
14	実測平面図 [規 8-15、2 (3)]	<input type="checkbox"/> 縮尺は 1/500 又は 1/1,000 とし、縮尺、方位、測量年月日及び測量者名を記載する。 <input type="checkbox"/> 「23 場内運搬系統図」以外の図面と兼ねることはできない。 <input type="checkbox"/> 図に表示する範囲は、申請に係る採取場の境界から 20m 以上外側までとし、近接する道路、建物、河川等についても記載する。 <input type="checkbox"/> 地形の状況が詳しくわかる実測したものとする（等高線は 2m 間隔とする。）。 <input type="checkbox"/> 採取場の区域を明確にするために、境界確認を行った後に設置したプラスチック杭（容易に移動できる物に明認方法を施したものを含む。）の位置及び番号を記載する。 <input type="checkbox"/> 申請期間最終時における階段（ベンチ）の位置を表示する。 <input type="checkbox"/> 採掘頂部までの登坂道路を記載する（最終的に残置するものは実線、採掘の進行によって消滅するものは破線で表示する。）。 <input type="checkbox"/> その他、区分の色分けをし、凡例を記載する。 例 <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・申請区域（赤色実線） ・保全区域（緑色） ・緑化済区域（青色） ・表土除去区域（茶色） ・申請期間内における掘削区域（赤色） ・原石、製品、廃土等の堆積場の位置（黄色） ・プラントその他の区域（無色） ・裁断線（赤破線：掘削面の直角方向を横断面とし、各縦横断の測点も記載する。） </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・沈砂池、排水路等排水施設（水色） ・火薬庫の位置（赤色） ・掘削方向（赤色矢印） ・雨水の流水方向（水色矢印） ・道路、里道等（茶色） ・河川、水路等（水色） </td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> その他プラント施設、災害防止施設等参考になる事項を表示する。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請区域（赤色実線） ・保全区域（緑色） ・緑化済区域（青色） ・表土除去区域（茶色） ・申請期間内における掘削区域（赤色） ・原石、製品、廃土等の堆積場の位置（黄色） ・プラントその他の区域（無色） ・裁断線（赤破線：掘削面の直角方向を横断面とし、各縦横断の測点も記載する。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・沈砂池、排水路等排水施設（水色） ・火薬庫の位置（赤色） ・掘削方向（赤色矢印） ・雨水の流水方向（水色矢印） ・道路、里道等（茶色） ・河川、水路等（水色）
<ul style="list-style-type: none"> ・申請区域（赤色実線） ・保全区域（緑色） ・緑化済区域（青色） ・表土除去区域（茶色） ・申請期間内における掘削区域（赤色） ・原石、製品、廃土等の堆積場の位置（黄色） ・プラントその他の区域（無色） ・裁断線（赤破線：掘削面の直角方向を横断面とし、各縦横断の測点も記載する。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・沈砂池、排水路等排水施設（水色） ・火薬庫の位置（赤色） ・掘削方向（赤色矢印） ・雨水の流水方向（水色矢印） ・道路、里道等（茶色） ・河川、水路等（水色） 			

番号	書面、図面の名称等	記載事項等
15	実測縦断面図 [規 8-15、2 (4)]	<input type="checkbox"/> 「14 実測平面図」と同一縮尺とし、縮尺及び方位、測量年月日及び測量者名を記載する。 <input type="checkbox"/> 図面に示す範囲は、実測平面図と同一とし、土地境界、保全区域界、階段（ベンチ）の高さ、階段（ベンチ）の幅、小段の高さ、小段の幅、法勾配を記載し、年度別採取計画断面図等を色分けする。（例：切土（茶色）、盛土（緑色）、一時堆積（黄色）） <input type="checkbox"/> 岩石賦存量計算の根拠となる断面数量等を記載する。 <input type="checkbox"/> 縦断箇所は、原則として採取区域の中心とする。なお、複雑な地形の場合は、地形が判読できるように複数箇所とする。 <input type="checkbox"/> 左側を起点として、測点、区間距離、追加距離、地盤高、計画高、切土高の項目順に記載する。 <input type="checkbox"/> 測点間隔は20m間隔を原則とする。 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 凡例
16	実測横断面図 [規 8-15、2 (4)]	
17	採掘規格図 [細 4、2 (6)]	<input type="checkbox"/> 任意の縮尺とする。 <input type="checkbox"/> 決定した採掘方法を進めていくための採掘の形すなわち単位（ブロック）となる採掘方法を図化する。 標準断面に採取単位別（ブロック別）の採掘順序（番号）を記載する。 <input type="checkbox"/> 各段の勾配、高さ、水平距離を記載する。 <input type="checkbox"/> 最終残壁の平均傾斜線・角度（赤線） <input type="checkbox"/> 保全区域の位置・幅 <input type="checkbox"/> 申請区域（赤線） <input type="checkbox"/> 表土除去の範囲 <input type="checkbox"/> 地盤高GH、計画高FH <input type="checkbox"/> 盛土（採取後の埋戻し含む）箇所 <input type="checkbox"/> 土留施設（擁壁等） <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 凡例
18	採掘機械一覧表 [細 4、2 (6)]	<input type="checkbox"/> 申請書の「採掘手段」欄に書ききれない場合に添付する（整合性の確認）。 <input type="checkbox"/> 使用する機械の名称、規格、台数
19	発破規格図 [細 4、2 (7)]	<input type="checkbox"/> 任意の縮尺とする。原則として「17 採掘規格図」と同一の図面で作成すること。 <input type="checkbox"/> 通常の場合における孔長、孔径、方向及び1孔当たりの装薬量（算出式を記載すること。発破規格係数の根拠についても記載すること。）についての規格を図化する。 <input type="checkbox"/> 火薬類の種類別に年間使用量、1か月の最大使用回数及び最大使用量について記載する。 <input type="checkbox"/> 小割発破を行う場合は、小割発破規格図も作成する。
20	破碎・選別機械一覧表 [細 4、2 (8)]	<input type="checkbox"/> 申請書の「機械選別」欄に書ききれない場合に添付する（整合性の確認）。 <input type="checkbox"/> 使用する機械の名称、規格、台数
21	破碎選別系統図 [細 4、2 (8)]	<input type="checkbox"/> 任意の縮尺とする。 <input type="checkbox"/> 破碎選別プラントのフローチャートを作成する。（機械の名称・配置及び番号等により明示する。） <input type="checkbox"/> 使用機械一覧表を記載する。（機械の名称、番号について整合させたものを記載）
22	運搬機械一覧表 [細 4、2 (9)]	<input type="checkbox"/> 申請書の「場内運搬」欄に書ききれない場合に添付する（整合性の確認）。 <input type="checkbox"/> 使用する機械の名称、規格、台数
23	場内運搬系統図 [細 4、2 (9)]	<input type="checkbox"/> 任意の縮尺とする。 <input type="checkbox"/> 切羽から原石ホッパー、製品堆積場、採取場出口までにおける処理及び岩石積み下ろし手段を図によって説明する。 <input type="checkbox"/> オープンシュートを行う場合は、その位置を記入する。 <input type="checkbox"/> 「14 実測平面図」に記載することができる。 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 凡例

番号	書面、図面の名称等	記載事項等
24	廃土等発生量計算書 [細 4、2 (10)]	「13 岩石賦存量計算書」の欄に記載 <input type="checkbox"/> 原則として「13 岩石賦存量計算書」と同一の書面で作成する。 <input type="checkbox"/> 表土、プラント等から発生する廃土等（廃土、廃石、脱水ケーキ及び脱水ケーキの処理土）の発生量を算出する。
25	廃土等堆積方法計画図 [細 4、2 (10)]	<input type="checkbox"/> 堆積場全体を示す実測した平面図、縦断面図、横断面図を作成する。 <input type="checkbox"/> 図面は任意の縮尺とする。 <input type="checkbox"/> 堆積前の地盤、既堆積地盤及び完成予定地盤（点線）を必ず記載するとともに、土留施設についても表示する。
26	廃土等堆積方法設計書	<input type="checkbox"/> 廃土等堆積方法計画図の内容（堆積完了時の面積、のり面の勾配、高さ、水平距離等） <input type="checkbox"/> 平面図、断面図を利用して容量計算書を作成する。 <input type="checkbox"/> 断面図には、堆積の方法及び順序を示す。 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 凡例 <input type="checkbox"/> 堆積完了状態における土留施設の強度計算及び堆積場の安定計算を行う。 <input type="checkbox"/> 安定計算に使用した堆積場の盛土材料の物性値（土質試験等）の根拠資料を添付する。
27	土留施設設計書 [細 4、2 (11)]	<input type="checkbox"/> 廃土等（廃土、廃石、脱水ケーキ及び脱水ケーキの処理土）堆積場、製品堆積場で堆積物の流出のおそれがある場合は必ず土留施設を設置することとし、その施設の設計書及び図面を作成する。 <input type="checkbox"/> 図面は任意の縮尺とする。 <input type="checkbox"/> 土留施設計画図の内容（擁壁等の種類、断面、高さ等） <input type="checkbox"/> 土留施設（擁壁等）の安定計算書 <input type="checkbox"/> 原石、製品、廃土等の堆積場の位置 <input type="checkbox"/> 最大の堆積高、水平距離及びのり面勾配 <input type="checkbox"/> 擁壁等の高さ、延長及び根入れ、基礎地盤 <input type="checkbox"/> 地盤高GH、計画高FH <input type="checkbox"/> 擁壁等の各部寸法及び勾配、各部材料の種類・規格等
28	土留施設計画図	
29	排水処理施設設計書 [規 8-15、2(11)] [細 4、2(12)]	<input type="checkbox"/> 採掘中、採掘終了時 「採取計画の技術基準 2 参考資料」p.17 都道府県等により以下に示す方式に準じ算定された地域別降雨強度がある場合は、その数値を使用するものとする。→「 <u>広島県 開発事業に関する技術的指導基準</u> 」による。 <input type="checkbox"/> 申請区域の雨水の降雨強度→ 120mm/時間 <input type="checkbox"/> 雨水量の割増率→ 20% <input type="checkbox"/> 各排水施設の流域、通水断面（マニング式による算出値、排水処理系統図、集水区域図と整合したもの） <input type="checkbox"/> 沈砂池等の沈殿能力計算書
30	排水処理系統図 [規 8-15、2(11)] [細 4、2(12)]	<input type="checkbox"/> 素掘溝、U字溝、ヒューム管、沈砂池等の集排水施設の平面図、構造図、集排水施設別の集水区域図を作成する。（「29 排水処理施設設計書」と整合していること。） <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 申請区域（赤線） <input type="checkbox"/> 凡例 <input type="checkbox"/> 地表面水及び排水施設の流れの方向 <input type="checkbox"/> 集排水施設の位置、名称、勾配、延長（採掘中、採掘後に分けて記載） <input type="checkbox"/> 放流先施設 <input type="checkbox"/> 排水断面及び構造（構造図）
31	集水区域図 [規 8-15、2(11)] [細 4、2(12)]	<input type="checkbox"/> 素掘溝、U字溝、ヒューム管、沈砂池等の集排水施設の平面図、構造図、集排水施設別の集水区域図を作成する。（「29 排水処理施設設計書」と整合していること。） <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 申請区域（赤線） <input type="checkbox"/> 凡例 <input type="checkbox"/> 地表面水及び排水施設の流れの方向 <input type="checkbox"/> 集排水施設の位置、名称 <input type="checkbox"/> 排水システムの番号、色分け

番号	書面、図面の名称等	記載事項等
32	汚水処理施設 設計書 [規 8-15、2(11)] [細 4、2(13)]	<input type="checkbox"/> プラントが湿式の場合に作成する。 <input type="checkbox"/> 集水施設の位置、種類（汚水処理系統図との整合性を確認） <input type="checkbox"/> 十分な汚濁水の処理能力（計画処理水量）の確保 <input type="checkbox"/> 流末までの排水路等（沈砂池含む。）の確保（コンクリート造等の堅固な構造）
33	汚水処理系統図 [規 8-15、2(11)] [細 4、2(13)]	<input type="checkbox"/> 洗浄汚濁水や切羽通過汚濁水の集水施設を記載する（沈砂池及び流末を含む。）。 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 申請区域（赤線） <input type="checkbox"/> 集水施設（洗浄施設等）の種類、位置 <input type="checkbox"/> 沈砂池等の位置、構造 <input type="checkbox"/> 流末の措置等 <input type="checkbox"/> 凡例
34	搬出経路図 [規 8-15、2(9)]	<input type="checkbox"/> 原則として、「11 岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面」と同一の図面上に作成する。 <input type="checkbox"/> 採取場から幹線道路（国道、県道）に至るまでの経路を朱線で記載し、関係する路線名を記載する。 <input type="checkbox"/> 搬出経路に私道がある場合には、地番及び所有者名を記載する。 <input type="checkbox"/> 岩石採取場外に廃土等を堆積する場合は、堆積場の場所、運搬経路も記載する。
35	採掘終了措置図 [規 8-15、2(11)] [細 4、2(14)]	<input type="checkbox"/> 採掘が終了する部分（残壁等）について、その措置計画を平面図及び断面図で示す。 <input type="checkbox"/> 緑化、災害防止施設については、その設計図を添付する。 <input type="checkbox"/> 最終措置については、残壁計画（保全区域の土留工）、計画地盤緑化計画（植栽の方法、植種）、整地計画、跡地計画（植生後の維持管理方法等）、立入禁止柵等を示す。 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 凡例 <input type="checkbox"/> 申請区域（赤色実線） <input type="checkbox"/> 残壁（切土部及び盛土部）の形状 <input type="checkbox"/> 残壁の標準断面図（平均傾斜角を明示したもの） <input type="checkbox"/> ベンチ（のり面の小段及び埋戻箇所等の平坦部）の計画高F H <input type="checkbox"/> 緑化方法、範囲（切土部、盛土部） <input type="checkbox"/> のり面の勾配 <input type="checkbox"/> 防災施設の名称、構造 <input type="checkbox"/> 森林等の範囲（造成森林及び残置森林、林道等を色で識別）
36	資金計画書【様式 第7号】 及びその添付書類 [規 8-15、2(10)] [細 4、2(20)] [規 8-15、2(11)]	<input type="checkbox"/> 採取跡における災害の防止のための工事費用及び必要資金確保の計画を記載する。 <input type="checkbox"/> 預貯金等残高証明書（預金、貯金、信託又は採石業者団体の預り金の残高に係る証明書）を添付する。 <input type="checkbox"/> 決算書（貸借対照表及び損益計算書）を添付する。
37	保証契約書【様式 第6号】の写し 及びその添付書類 [規 8-15、2(11)] [細 4、2(15)]	<input type="checkbox"/> 採取跡の整備に係る保証契約書【様式6号】の写しを添付する。 <input type="checkbox"/> 保証人が 採石業者団体 の場合→社団法人 日本砕石協会広島県支部（H15.3.18 認定） <input type="checkbox"/> 保証人が 採石業者 の場合→法33条 採取計画の認可を受けた実績を有する者 (1)広島県内に所在する岩石採取場において、継続して2年以上岩石の採取を行った実績を有すること。 (2)他の採石業者の保証人となっていないこと。 (3)採石法第32条の4第1項第1号（登録の拒否）の規定により、罰金刑以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年の期間を経過しないものでないこと。 <input type="checkbox"/> 保証人が 建設業者 →建設業法第3条第1項（建設業の許可）に規定する別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類が、 土木一式工事、建築一式工事、石工事 及び 造園工事 のいずれかに係る許可を受けて建設業を営む者を原則とする。 (1)広島県内に営業所を有すること。 (2)建設業の許可を継続して5年以上受け、かつ、保証契約を締結した日前5年間に当該許可を受けた建設工事の施工実績を有すること。 (3)建設業法第3条(建設業の許可)第1項第2号（建設工事の種類に対応する建設業の種類）に係る許可を受けた者でない場合は、他の採石業者の保証人となっていないこと。 <input type="checkbox"/> 保証人の数 1人 掘削区域の面積が10,000㎡未満 又は 採石業者団体の場合 2人 保証人の要件を満たす採石業者又は建設業者を保証人とする場合 で、掘削区域の面積が10,000㎡以上の場合（印鑑証明書を添付すること。）

添付書類のチェックリスト

注：番号は「添付書類一覧表」の番号

[規=採石法施行規則、条、項、(号)] [細=広島市採石法施行細則、条、項、(号)]

番号	書面、図面の名称等		記載事項等
38	地質図 [規 8-15、2(11)]	[細 4、2(16)]	<input type="checkbox"/> 申請区域（赤色実線）を記載すること。 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 凡例 <input type="checkbox"/> 岩石の種類、分布（記号、色で識別）
39	岩石採取場の写真 [規 8-15、2(11)]	[細 4、2(17)]	<input type="checkbox"/> 岩石採取場の全景、主要な箇所を撮影した写真を添付すること。 <input type="checkbox"/> 写真撮影位置図 <input type="checkbox"/> 継続の申請の場合、主な採掘状況の写真（採掘中の掘削面、登坂道路、廃土等堆積場、集排水施設、沈砂池、プラント施設及び出入口付近等）を添付すること。
40	協定書の写し [規 8-15、2(11)]		<input type="checkbox"/> 市町、地元住民との公害防止等に関する協定書又は周知文書の写し <input type="checkbox"/> 協調採掘に関する協定書等（事前協議書を提出する場合にあっては、協定書の案及び協定書を締結する旨を確約した書面でも可）
41	同意書等の写し [規 8-15、2(11)]	[細 4、2(18)]	<input type="checkbox"/> 岩石採取に係る周辺地権者又は水利権者の同意書等の写しを添付する。 <input type="checkbox"/> 採取に伴う汚濁水等により、漁業権との調整が必要な場合は漁業関係者（漁業協同組合）の同意書の写しを添付する。 <input type="checkbox"/> 岩石採取場外の土地（私道等含む。）を製品置場、搬出路等に使用する場合は、その土地を使用することについての契約書等の写しを添付する。
42	境界確認書 [規 8-15、2(11)]	[細 4、2(19)]	<input type="checkbox"/> 岩石採取場及び岩石採取場に隣接する土地について、双方の所有者が境界を確認したこと及び確認した日が分かる書類の写しを添付する。 <input type="checkbox"/> 境界を確認した土地所有者の押印又は自署による署名を得ること。
	その他	その他必要な災害防止措置等を示す図面（実測平面図、実測縦断面図、実測横断面図に記載しても可）	<input type="checkbox"/> 協調採掘を行う場合の採掘方法 <input type="checkbox"/> 一体整備を行う場合の採取跡整備の方法 <input type="checkbox"/> 採取跡地の利用計画がある場合の土地利用計画 <input type="checkbox"/> 岩石採取場の休止・廃止の予定がある場合の災害防止措置 <input type="checkbox"/> その他改善を要する災害防止措置

5 意見照会先関係機関等及び添付書類

岩石採取計画の認可申請に係る意見照会先関係機関等及び添付書類

添付する書類		書類番号										
		6	7	10	11	14	19	20	25	30	35	
広島市 及び 広島県	意見照会先 関係機関名	申請書	6 公図の写し	7 現況地番図	10 岩石採取場の位置を示す図面	11 岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面	14 掘採に係る土地の実測平面図	19 発破規格図	20 破砕・選別機械一覧表	25 廃土等堆積方法計画図	30 排水処理系統図	35 掘採終了時の災害防止措置図
市民局	文化スポーツ部 文化振興課 文化財担当	◎			◎	◎	◎					◎
健康福祉局	環境衛生課 (申請区域内及びその周辺に墓地がある場合)	○	○	○	○	○					○	
環境局	環境保全課	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎
	業務部 産業廃棄物指導課 (湿式砕石生産施設を設置する場合)	○			○	○				○	○	○
	業務部 業務第二課 (浄化槽を設置する場合)	○			○	○				○	○	○
経済観光局	農林水産部 農林整備課	◎		◎	◎	◎						◎
	産業振興部 産業立地推進課 (敷地面積が9,000㎡若しくは建築面積が3,000㎡以上の工場又は事業所)	○			○	○						○
都市整備局	都市計画課 (情報提供)	◎	◎	◎	◎	◎						◎
	西風新都整備部 西風新都整備担当	○	○	○	○	○				○	○	○
下水道局	河川防災課	◎			◎	◎				◎	◎	◎
	施設部 管路課 (中区、東区、南区、西区の場合) (安佐北区、安佐南区、佐伯区、安芸区で3,000㎡以上の場合)	○			○	○				○	○	○
区役所	区政調整課又は地域起こし推進課	◎			◎	◎						◎
	維持管理課 (2部)	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎
	農林課 (安佐北区、安佐南区、佐伯区、安芸区の場合)	◎	◎	◎	◎	◎						◎
	建築課 (予定建築物、工作物の確認申請がある場合)	○	○	○	○	○				○	○	○
	地域整備課	◎	◎	◎	◎	◎						◎
	地域整備課 下水道整備担当 (安佐北区、安佐南区、佐伯区、安芸区で3000㎡未満の場合)	○			○	○				○	○	○
消防局	予防部 指導課 (火薬庫の設置及び火薬類の譲渡・消費がある場合)	○			○	○	○					○
水道局	技術部 計画課 (水道を引く場合) (2部)	○	○	○	○	○						○
農業委員会事務局	(農地造成又は農地転用(一時転用含む。)がある場合)	○	○	○	○	○						○
広島県	農林水産局 西部農林水産事務所 林務第一課 (林地開発が他の市町にまたがる場合)	○	○	○	○	○				○	○	○
	環境県民局 自然環境課(環境アセスメント)	○	○	○	○	○				○	○	○
	土木建築局 西部建設事務所 管理課 (砂防指定地等)	○	○	○	○	○				○	○	○
全ての場合に添付する書類部数◎		10	6	6	10	10	10	1	3	3	10	
必要な場合に追加で添付する書類部数○ (施工場所や施行内容により増減することがあります。)		15	9	9	15	15	15	1	9	10	13	

注) 1 申請内容によっては、必要な図面が異なる場合があります。
2 ◎は全ての場合に、○は必要に応じて添付されるものです。

意見照会用の添付書類については、電子データ (PDF 等) により提出することも可能です。

第3 採取計画の変更等

1 法第33条の認可が必要な採取計画の変更

岩石採取場の区域及び掘削区域の両方又は一方を拡張した結果、採取方法、災害防止施設等が全く一新され、従来の事業実施の態様が抜本的に変更される場合は、法第33条の認可が必要となります。

2 変更認可申請

採取計画に定められている事項（岩石採取場の区域の変更、岩石の種類の変更、採取量の増加、採取期間の延長、採取方法（火薬の使用等含む）等）を変更する場合は、採取計画の変更認可申請書（様式第9号）を提出して、変更認可を受ける必要があります。

① 申請書の提出後の手続について

変更認可申請に係る手続についても、新規認可申請に係る手続と同様に行ってください。

② 添付書類について【施行細則第6条関係】

添付書類については、新規認可申請に必要な図面又は書面のうち採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするもののほか、変更事項の新旧を対照した図面又は書面を添付してください。

3 軽微な変更（変更届）【施行細則第7条関係】

次の①から④に該当する軽微な変更は、採取計画変更届（様式第10号）に市長が必要と認める書類を添えて届け出てください。④については、採石業者が事前に協議を行った上で、届け出てください。

- ① 岩石採取場の区域の縮小及びこれに伴う採取計画の変更（掘削区域の拡張を伴わない場合に限る。）
- ② 採取をする岩石の数量の減少及びこれに伴う採取計画の変更
- ③ 岩石の採取のための設備その他の施設の設置場所の変更（保全区域及び掘削区域に変更がない場合であって、かつ、災害の防止のための方法及び施設に変更がないときに限る。）
- ④ 前3号に掲げる変更に関連するものとして市長が認める変更（災害のおそれがないもの）

4 採取計画の変更に係る手続（新規認可申請・変更認可申請・変更届）のまとめ

種別	採石場区域		掘削区域		採取量		採取期間		施設の設置場所の変更	岩石の種類の変更	採取方法等の変更	災害防止設備等の変更
	拡大	縮小	拡大	縮小	増加	減少	延長	短縮				
変更届	-	○	-	○	-	○	-	○	○	▲	▲	▲
変更認可	○	-	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○
新規認可	▲	-	▲	-	▲	-	▲	-	-	▲	▲	▲

※ ▲は、申請者が認可権者と協議の上で、認可権者が個別に判断するもの

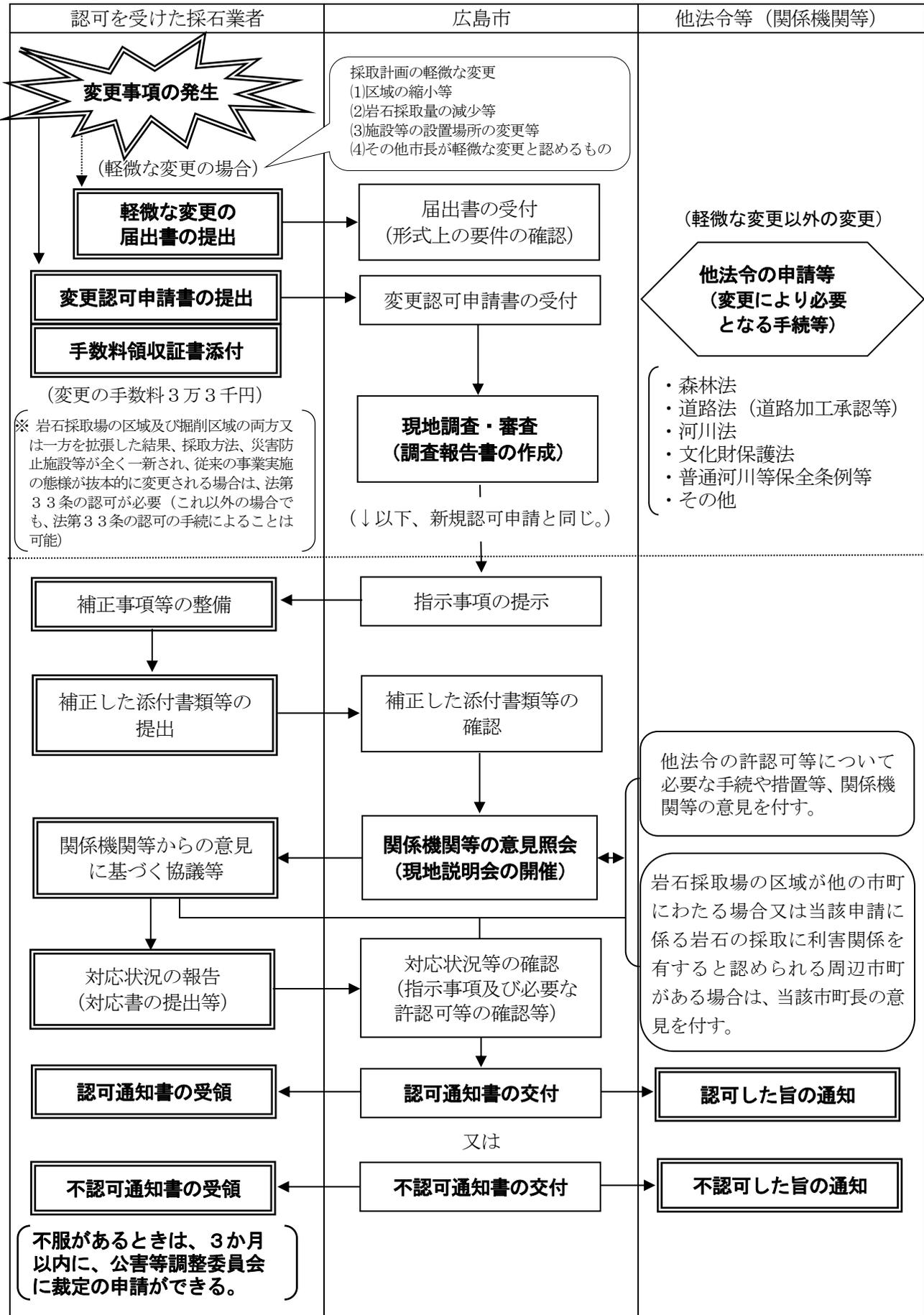
（軽微な変更であるか、又は従来の事業実施の態様が抜本的に変更となるかを市長が判断します。また、抜本的な変更ではない場合であっても、事前に協議した上で新規認可申請でも可とする場合もあります。）

5 氏名等の変更【施行細則第8条関係】

採取計画認可申請書に記載の氏名等に変更があった場合は、氏名等変更届書（様式第11号）を提出してください。また、採石業の登録事項の変更（広島県の事務）についても手続が必要です。

- (例) ・採石業者の代表者の変更
 ・採石業者の住所又は所在地の変更

6 変更認可申請のフロー図



※ 認可申請書には、新旧対照を添付してください。

第4 認可の基準について

1 法第33条の4の認可の基準（一般的な基準）

申請内容が次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ(4)にも該当する場合は不認可となります。

- (1) 「他人に危害を及ぼし」
＝ 他人の生命または身体に危険を及ぼすこと。
- (2) 「公共の用に供する施設を損傷し」
＝ 鉄道、軌道、水路、運河、港湾、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館、又はその他一般不特定多数の用に供されるものを破壊（効用の破壊を含む。）すること。
- (3) 「農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ」
（例）汚濁水や廃土等の田畑への流入、岩石採取場の近隣の農地の崩壊、地下水の利用による農業用水の枯渇、河川や海岸の汚濁による海苔（のり）及びかき等の水産物養殖業への被害
- (4) 「公共の福祉に反する」
＝ 採石業の企業活動が他者の福祉、人権を侵害すること。

2 技術的基準

(1) 採石技術指導基準書

原則は、「採石技術指導基準書（平成15年版）」、「参考資料」、「廃土等の処理に係る堆積場の設置及び維持管理」に定める基準とします。

（同基準書の目的）

- ・ 採石業者の自主的な災害防止措置の指針
- ・ 認可権者が法第33条の規定に基づいて行う採取計画の認否に係る技術的な事項についての審査基準の参考

(2) 広島市開発技術基準等

例外として、他法令の許認可等を受けて真砂土の採取を行う場合にあっては、(1)の基準と同一又は類似の事項については、「広島市開発技術基準」その他の他法令の許認可等に係る基準とする場合があります。

(3) 廃土等の処理に係る堆積場の設置及び維持管理

廃土等の処理に係る堆積場の設置及び維持管理については、次の表に掲げる工事記録簿等を作成し、保存する必要があることに留意してください。

【廃土等の処理に係る堆積場の設置及び維持管理】

- ・ 堆積場の設置に伴う工事記録簿（写真を含む。）の作成内容（採石技術指導基準書5（2）⑥）

種別	管理内容	確認時期（頻度）	記録（保存）の方法
土留施設の設置	基礎地盤の表土、竹及び不良土等の除去	土留施設施工前	写真管理
	土かん止堤の締め固め（巻出し厚さ20～30cm程度とし十分に締め固めること。）	土かん止堤施工中	写真管理
	土留施設の出来形（基準高、幅、高さ、延長等）	土留施設施工後	出来形管理図 写真管理
	その他工事状況	適宜	写真管理
排水施設の設置	排水施設の出来形（高さ、幅、延長等）、施工状況	排水施設施工後	出来形管理図 写真管理
堆積場の状態	堆積に当たり、地盤面の草、竹木等を除去し、地盤を露出させること（積雪地においては除雪を行うこと。）	堆積開始前	写真管理
	地質、湧水の状態	堆積開始前	写真管理
	地形の測量	堆積開始前	測量図

- ・ 堆積場の維持管理に伴う点検記録簿の作成内容（採石技術指導基準書5（5）①）

種別	管理内容	確認時期（頻度）	記録（保存）の方法
土留施設	ひび割れ、沈下、滑動、傾斜等について確認	適宜（豪雨、地震後など、少なくとも年4回）	点検記録簿 写真
排水施設	排水が円滑に行われているかについて確認	適宜（豪雨、地震後など、少なくとも年4回）	点検記録簿 写真
堆積場	のり面の異常な亀裂や浸出水の確認	適宜（豪雨、地震後など、少なくとも年4回）	点検記録簿 写真
	小段の高さ、位置	適宜（豪雨、地震後など、少なくとも年4回）	点検記録簿 写真

- ・ 堆積場の維持管理に伴う計測記録簿の作成内容（採石技術指導基準書5（5）③）

種別	内容	確認時期（頻度）	記録（保存）の方法
堆積場	降水量（近隣の雨量観測所データでも可）	継続的に	計測記録簿
	間隙水圧、その他	必要に応じ	計測記録簿

第5 認可の期間

1 認可申請（継続・新規）の認可期間

(1) 基本期間（継続認可4年又は新規認可2年）

申請日前2年以内に当該申請に係る岩石採取場の区域において、採取の実績がある場合は基本4年とするが、採取の実績がない場合は基本2年（(2)①アに掲げる場合に該当しないときは1年）とします。

(2) 継続認可に係る加算期間（保証人による加算 + 事前協議による加算 = 最長4年）

① 保証人による認可期間の加算（最長2年）

ア 採取跡の整備に係る保証人を設定した場合は基本期間に1年加算されます。

イ 当該保証人が採石業者団体である場合は、さらに1年加算されます。

② 事前協議による認可期間の加算（最長3年）

- ・ 継続認可申請を受けようとする採石業者が事前協議を行う場合、採取計画認可申請に係る事前協議書（様式第8号）に掲げる以下のアからウまでの評価項目について、広島市が現地調査し評価した加算年数の合計が、事前協議による認可期間の加算年数となります。

ア 岩石採取場の採取跡の整備又は災害防止措置の状況が適正なもの ⇒ 2年又は1年を加算（各評価項目の平均評価点により加算年数を決定します。）

平均評価点(5点満点)	加算期間	備考
4.5(4.75)以上	2年	平均評価点欄の（ ）内は風化岩石採取場の場合とする。
3.75(4.0)以上 4.5(4.75)未満	1年	

イ 協調採掘の評価基準を満たすもの ⇒ 1年加算

ウ 一体整備の評価基準を満たすもの ⇒ 1年加算

(3) 認可期間（基本期間 + 継続認可に係る加算期間）

新規認可は最長2年、継続認可は最長8年となります。

2 法令等の規定に違反した場合の認可期間（継続認可申請の場合のみ適用）

(1) 基本期間について【審査基準第4の第3項関係】

直近の認可期間内に、採取計画遵守義務に違反したり、岩石採取場で災害を発生させた等の場合は、採取実績の有無にかかわらず認可期間は2年（上記1(2)①に該当する場合に限り、認可期間を加算した後の3年又は4年）とします。

(2) 加算期間について【審査基準第5の5関係】

事前協議による認可期間の加算について、当該協議に係る岩石採取場において、法令等の規定に違反した場合、認可期間の加算は行わないときがあります。

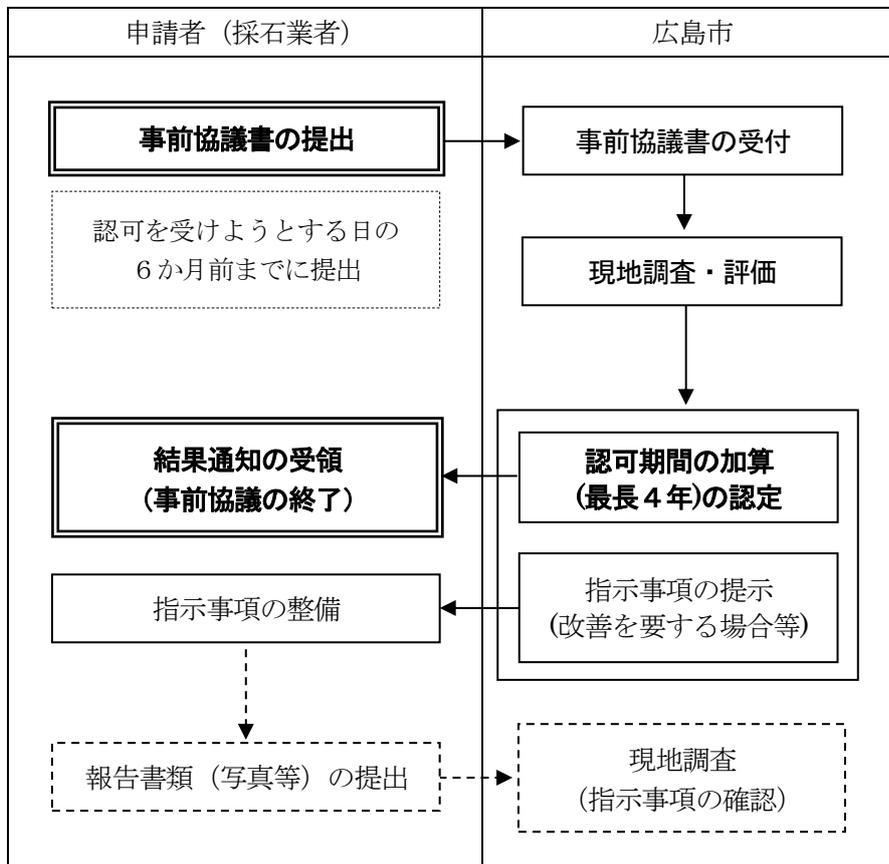
第6 認可申請の事前協議

1 採取計画認可申請に係る事前協議書の提出

採取跡の整備又は災害防止のための措置を適切に講じていると認められるものとして認可期間の加算（保証人による加算を除く。）を受けようとする採石業者は、認可を受けようとする日の6か月前までに「採取計画認可申請に係る事前協議書」（様式第8号）及び次の添付書類を提出しなければなりません。

添付書類	注意事項
岩石採取場の写真（現況）	岩石採取場の全景、主要な箇所を撮影する。
実測平面図及び実測縦横断面図	協調採掘により岩石採取を行おうとする場合及び一体整備により採取跡の整備を行おうとする場合に限る。
採掘終了措置図	
協調採掘の協定書の写し又は協調採掘の協定を締結することが確実であることを示す書面	協調採掘により岩石採取を行おうとする場合に限る。
その他市長が必要と認める書面又は図面	必要がある場合は、別途指示します。

2 事前協議書の提出から終了までの流れ



3 事前協議に係る現地調査等

採取計画認可申請に係る事前協議書（様式第8号）の評価項目について市長が評価するため、宅地開発指導課の職員が岩石採取場の現地調査を実施します。市長は、この現地調査の結果により岩石採取場の採取跡の整備又は災害防止措置の状況が適正かどうか等々を評価し、事前協議による認可期間の加算について認定します。

第7 採取跡整備に係る保証契約・資金計画

1 採取跡整備に係る保証契約

(1) 保証人に係る指導

採石業者は、(2)の表のいずれかに該当する保証人を立て、保証契約を締結してください（契約書は、様式第6号を標準としてください）。

(制度の趣旨・目的)

採石業者は、採取跡整備のために必要な措置を講じなければならない責務があります。しかし、破産等により採取跡整備ができなくなる事態が発生する場合に備え、一定の要件を満たした保証人を立て、保証契約を結んだ保証人が、採取跡整備を行うことにより、災害が起こるおそれのある状態で採取跡が放置されることを防ぎます。

(2) 保証人の資格・要件【審査基準第5の第6項関係】

保証人	資格	要件
採石業者団体	県条例第14条の規定による広島県知事の承認を受けた採石業者団体	
採石業者	法第33条の認可を受けた実績を有する者	① 広島県内に所在する岩石採取場において、継続して2年以上岩石の採取を行った実績を有すること。 ② 他の採石業者の保証人となっていないこと。 ③ 法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年の期間を経過しない者でないこと。
建設業者	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（土木一式工事、建築一式工事、石工事及び造園工事のいずれかの建設工事に係る許可であることを原則とする。）を受けて建設業を営む者	① 広島県内に営業所を有すること。 ② 左欄に掲げる建設工事のいずれかに係る建設業法第3条第1項の許可を継続して5年以上受け、かつ、保証契約を締結した日前5年間に当該許可を受けた建設工事の施工実績を有すること。 ③ 建設業法第3条第1項第2号の許可を受けて建設業を営む者でない場合にあつては、他の採石業者の保証人となっていないこと。

(3) 保証人の数

採石業者団体にあつては1者、採石業者又は建設業者にあつては2者（掘削区域の面積が1ヘクタール未満である場合は1者）としてください。

(4) 保証契約書の添付書類（保証人を立てていることを証する書面）

保証人を立てたときは、次に掲げる書面を提出してください。

- ① 保証契約書（様式第6号）の写し
- ② 採石業者又は建設業者を保証人として立てるときは、(2)の表の資格・要件を満たしていることを証する書面（やむを得ない理由により当該書面を取得できない場合にあつては、当該資格・要件を満たしていること及び当該やむを得ない理由が存することを申し立てる書面）

(5) 保証人の変更

保証人の変更が必要になったときは、保証人変更届出書（様式第12号）及び保証人を立てていることを証する書面（(4)の①及び②の書面）を提出してください。

2 資金計画（省令第8条の15第10号関係）

認可申請時に必要な添付書類として、採取計画に係る採取跡整備の工事費用の資金計画について、様式第7号の資金計画書並びに預貯金等残高証明書及び決算書を提出してください。

(1) 資金計画書の提出時期について

新規認可申請時又は継続認可申請時に提出してください。

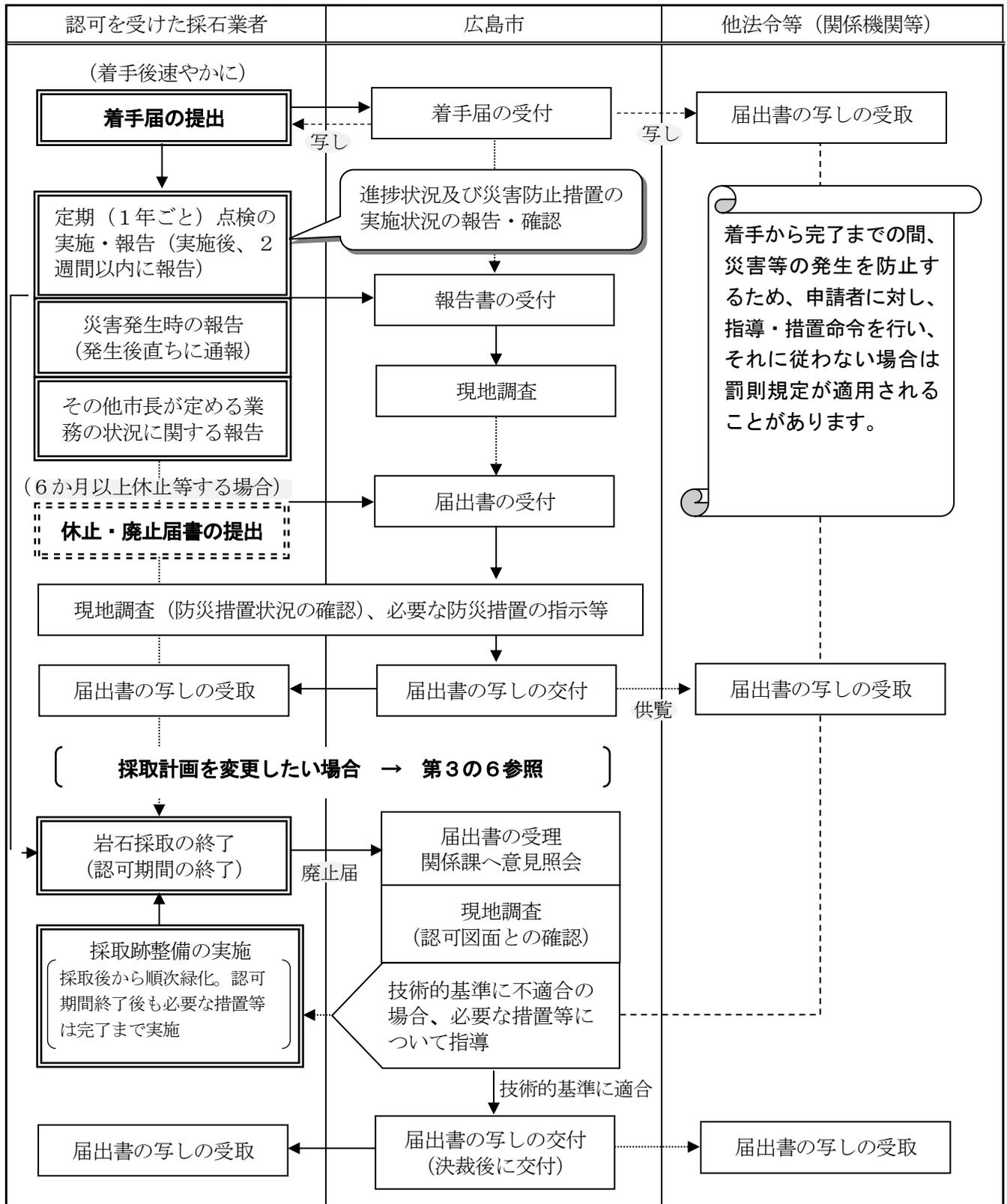
なお、毎年計画の達成状況報告や計画変更による提出は不要ですが、例えば、区域の変更等により採取計画の変更が生じ、採取跡整備に係る工事費用が変更となるような場合は、変更認可申請時の変更に係る書類として、変更後の資金計画書を添付する必要があります。

(2) 資金計画が必要な工事費用について

岩石採取の着手から廃止（認可期間の満了時）までの採取跡における災害の防止のために必要な工事費用の総額について資金計画が必要です。ただし、継続認可申請の場合にあっては、当該申請に係る認可期間より前の認可期間中に完了した防災措置及び順次緑化等の費用を除くものとなります。

第8 認可後の岩石採取

1 岩石採取の着手から完了までの流れ



2 認可後の岩石採取に係る採石業者の義務について

法第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画に従って岩石の採取を行わなければならない義務があります。（法第33条の8の遵守義務）

なお、認可後の岩石採取に係る法令に規定する採石業者の義務は、次の表のとおりです。

認可後の岩石採取に係る採石業者の義務について（変更に係るものは除く。）

名称等	義務等が生じる時期	根拠法令			提出様式
		法	省令	施行細則	
標識の掲示・ウェブサイトへの掲載※	認可を受けたとき。	第 33 条の 15	省令様式第 19(第 8 条の 19 関係)		様式第 19 号
岩石採取着手届出書	認可を受けた後、岩石採取に着手したとき。			第 5 条第 1 項	様式第 13 号
岩石採取休止・廃止届書	認可を受けた後、岩石採取を休止・廃止するとき。	第 33 条の 10	省令様式第 18(第 8 条の 18 関係)		様式第 14 号
採取計画の進捗状況に係る点検結果報告書	認可後、採取計画の進捗状況及び災害防止措置の実施に関する自主点検について、毎年認可期間の初日に応ずる日の前 1 か月に当たる日及び当該日の前後 3 日のうち、採石業者が任意に定める日に実施（2 週間以内に報告）	第 33 条の 8（遵守義務）		第 9 条第 1 項	様式第 15 号
岩石採取場の災害防止措置に係る点検結果報告書					様式第 16 号
岩石災害報告書	岩石採取に伴う災害が発生したとき。			第 10 条第 1 項	様式第 17 号
帳簿の備付け	認可期間中（保存年限：2 年間）	第 34 条の 2	第 9 条の 2 第 9 条の 3		
業務状況報告	毎年 3 月末日までに経済産業局長に提出		第 11 条		（国が告示で様式を定める。）

※ ウェブサイトへの掲載義務は次のいずれかに該当する採石業者には適用されません。

- ・ 常時雇用する従業員の数が 20 人以下である。
（「常時雇用する従業員」とは、採石場に従事する者に限らず、雇用関係にあるもの全体を指します。）
- ・ 自ら管理するウェブサイトを有していない。

3 岩石採取の休止・廃止

認可を受けた採取場において、認可期間中に継続して 6 か月以上岩石採取を休止するとき、又は岩石の採取を終了（以下「廃止」という。）するときは、岩石採取休止・廃止届書（様式第 14 号）に採取跡（緑化済区域含む。）の全景写真を付して提出してください。

認可権者は、届書の内容について、採取場を現地調査の上、必要な防災措置等（採取跡の措置、又は危険防護柵等の設置等）がとられていることを確認し、届書の要件に適合している（必要な防災措置等がとられている）と認めるときは、届出者に当該届書の写しを交付します。

【注意事項】岩石採取の休止・廃止に係る採石業者の義務等

- ① 採取計画の遵守義務（法第 33 条の 8）について
認可を受けた採石業者は、休止中であっても（廃止しない場合）、認可を受けた採取計画に従って当該岩石採取場の災害防止措置を行わなければなりません。
- ② 災害防止命令（法第 33 条の 17）について
認可を受けた採石業者は、その岩石採取場において採取計画に従った岩石採取・跡地整備を完了させた場合も、廃止後 2 年間は岩石の採取を行ったことより生ずる災害を防止するために必要な措置を講じなければなりません。
- ③ 届書の提出について（注意事項）
 - ・ 認可期間満了後の岩石採取の休止はできないため、継続して 6 か月以上岩石採取を休止する場合は認可期間の満了する前に届書を提出してください。
 - ・ 休止中に認可期間が満了した場合で、岩石採取を行わないときは廃止届を提出してください。
 - ・ 休止又は廃止後に岩石採取を再開するときは、新たに採取計画の認可を受ける必要があります。

4 認可を受けた採石業者に対する指導等について

(1) 災害防止のための命令

市長は採石業者に対し、災害防止のため次のような命令をすることがあります。

項 目	内 容
採取計画の変更命令 (法第33条の9)	認可を受けた採取計画の変更 (要件) 災害などによる状況の変化により、当初定めた採取計画では災害の防止が 図れないと認めるとき。 ※災害防止の方法を採石業者の選択に委ねる時間的な余裕があるとき。
認可の取消し ・岩石採取停止命令 (法第33条の12)	採取計画の認可の取消し又は6か月以内の岩石採取の停止 (要件) ○ 採取計画の認可に付された条件に違反したとき。 ○ 認可を受けた採取計画に従わずに岩石の採取を行ったとき。 ○ 採取計画の変更命令、緊急措置命令に違反したとき。 ○ 不正の手段により採取計画の認可を受けたとき。
緊急措置命令 (法第33条の13第1項)	災害防止のため必要な措置（個別具体的な命令）又は岩石採取の停止 (要件) 災害が発生し、又は災害の発生が急迫しており、緊急の必要があると認め るとき。 ※災害防止の方法を採石業者の選択に委ねる時間的な余裕がないとき。 ※命令を発することができる相手方は「採取計画についてその認可を受けた採 石業者」であるため、無登録・無認可違反等の場合には、この命令は不可 (法第33条の13第2項による命令は可)
法違反者に対する命令 (法第33条の13第2項)	採取跡の崩壊防止施設の設置その他岩石の採取に伴う災害の防止のため必 要な措置 (要件) ○ 登録を受けずに採石業を行ったとき。 ○ 採取計画の認可を受けずに岩石の採取を行ったとき。 ○ 認可を受けた採取計画に従わずに岩石の採取を行ったとき。
岩石の採取を廃止した者 に対する災害防止命令 (法第33条の17)	災害防止のため必要な設備 (要件) 岩石の採取を廃止した日から2年間に災害防止のため必要があると認めら れるとき（命令ができるのは廃止後2年まで）。 ※採取跡ののり面や廃土等の堆積場等の崩壊は一定期間を経過した後に発生す る場合があるため。

(2) 採石法の罰則

岩石採取に係る罰則は、次のとおりです。

罰則	対象	根拠法令
1年以下の懲役又は10万円以下の罰金※ (法第43条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県知事又は指定都市の市長の命令に違反した者 ○ 認可を受けず、又は認可を受けた採取計画に従わず岩石採取を行った者 ○ 他人に譲渡し、又は放棄した廃土等について災害防止措置を講じなかった者 	法第33条（採取計画の認可） 法第33条の8（遵守義務） 法第33条の12（認可の取消し等） 法第33条の13（緊急措置命令等） 法第33条の16（譲渡した堆積物等の管理） 法第33条の17（岩石採取を廃止した者に対する災害防止命令）
3万円以下の罰金※ (法第44条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 帳簿を備えず、必要事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者 ○ 業務状況の報告をせず、又は虚偽の報告をした者 ○ 検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 	法第34条の2（帳簿の備付け等） 法第42条（報告及び検査）
1万円以下の過料 (法第46条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 採取計画の認可に係る氏名等の変更、岩石採取の休止・廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 ○ 標識の掲示又はウェブサイトへの掲載の掲示をしなかった者 	法第33条の5第4項（申請書に記載の名称等の変更の届出） 法第33条の10（休止及び廃止の届出） 法第33条の15（標識の掲示）

※ 両罰規定あり

第9 申請書の記載例

【採取計画認可申請書（様式第1号）記載例】

※手数料欄

※整理番号	
※審査結果	認可 ・ 不認可
※受付年月日	〇〇 年 月 日
※登録番号	広島第 号

採 取 計 画 認 可 申 請 書

〇〇15年4月1日

(申請先) 広島市長

郵便番号 730-8511
 住 所 広島市中区基町10番△△号
 申請人
 氏 名 株式会社 〇〇採石
 代表取締役 採石 一郎

登録年月日 〇〇15年 1月31日
 登録番号 広島第××××号
 電話番号 082-000-XXXX

採石法第33条の規定に基づき、次のとおり採取計画の認可を申請します。

1 岩石採取場の 区 域	広島市安佐北区〇〇町大字△△字□□600番地 外10筆		
岩石採取場の面積	458,022 m ²	(内訳) 保全区域	99,999 m ²
		緑化済区域	12,345 m ²
		掘削区域	111,111 m ²
		プラントその他の区域	234,567 m ²
2 採取をする岩石の種類及び数量	面積については、端数を切り捨てて整数で記入してください。		
岩石の種類	はん岩		合 計
掘削総量	654,321 m ³		654,321 m ³
採取総量	1,635,802 ト		1,635,802 ト
年間採取量	408,950 ト	数量については、端数を切り捨てて整数で記入してください。	408,950 ト
月間最大採取量	55,000 ト		55,000 ト

3 採取の期間	〇〇15年8月1日から〇〇19年7月31日まで（4年間）			
4 岩石の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項				
(1) 採掘方法	<p>階段採掘法による。</p> <p>採掘に当たり、表土がある箇所（厚さ約2m）は、バックホーにより先行除去する。除去範囲は掘削箇所頂端から10m以上とする。</p> <p>階段の高さ15m以下、小段の幅15m以上、掘削面の傾斜角は60度から70度を最低の基準として採掘を行う。</p>			
(2) 採掘手段	<p>機械掘りで行う。</p> <p>岩はクローラドリル3台で削孔し、火薬により破碎する。</p> <p>破碎後の岩石及び表土は、バックホーにより採掘する。</p> <p style="text-align: right;">（別紙採掘機械一覧表のとおり）</p>			
(3) 火薬類	火薬類を使用する			
火薬の種類	アンホー			
年間使用予定量	40,000kg			
発破規格	<p>せん孔径 65mm、せん孔長 1.5m～5m、孔間隔 5m、1孔の装薬量 0.35～15kg、孔数5本～10本で、最大消費量 150kgで、1日最高5回の発破を行う。</p> <p>小割発破をせん孔法により行う。せん孔数は岩塊の大きさにより異なるが、最小抵抗 0.8m程度確保し、せん孔長は短径の6割程度とする。</p>			
小割機	名称	油圧ブレーカー		
	能力	35m ³ /h		
	台数	1台		
(4) 破碎選別	<p>機械選別で行う。</p> <p>原石ビン→1次クラッシャー（能力〇〇）1台→中間ビン→2次クラッシャー（能力〇〇）2台→バ-マック（能力〇〇）→スクリーン10台</p> <p style="text-align: right;">（別紙破碎・選別機械一覧表及び系統図のとおり）</p>			
水洗				
水源	地下水			
取水量 (m ³ /日)	60m ³ /日			
使用水量 (m ³ /日)	100m ³ /日			
循環・排出の別	循環（シクナー（能力〇〇）に集水後、フィルタープレスで清水化し循環使用する。）			

(5) 場内運搬	<p>各小段で採取した岩石は、バックホーでダンプトラック(30トン積み)積込、原石ピンまで運搬する。</p> <p>ただし、EL195m~210mの採取岩石については、EL180mのヤードへ運搬する。</p> <p>オープンシュートを行う。(位置は横断側転NO.19付近)</p> <p>オープンシュート時には、原石が飛散するのを防ぐための防護壁を設置し、落下部の重機、作業員は安全な位置へ避難させる。</p> <p>廃土等は、採掘箇所からダンプトラックにて廃土等堆積場に運搬する。</p> <p>(別紙運搬機械一覧表及び系統図のとおり)</p>
5 廃土又は廃石の堆積の方法	
廃土等発生量	17,000m ³ (別紙廃土等発生量計算書のとおり)
堆積場の設置場所	採石場内北側にある従前の採取跡地へ、埋戻しを兼ねて堆積場とする。
堆積場の面積及び容積	6,000m ² 200,000m ³
堆積の方法	<p>水平層状堆積法により堆積する。</p> <p>脱水ケーキは、廃土又は廃石を混合させた上で堆積する。</p> <p>一回の積上げ高さは1mとし、十分に締固めを行った後に、上層の積上げを行う。</p> <p>高さ5mごとに幅2mの小段を設置する。(別紙設計・計画図のとおり)</p>
最大の堆積高及びのり面勾配	<p>堆積高 30m</p> <p>のり面勾配 1:2.0</p> <p>(別紙設計・計画図のとおり)</p>
その他	<p>堆積場の設置に当たっては工事記録簿を作成し、土留施設、排水施設等の工事状況等の記録を保存する。</p> <p>また、土留施設、排水施設、のり面の状況等について、年4回以上点検及び管理を行い、記録を保存する。</p>
6 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	
(1) 周辺の土地の利用状況及び公共施設等の状況	
<p>ア 東、北及び西の三方が山林で、住宅は無い。</p> <p>イ 採取場の南側に△△町の町道が東西に設置されている。 (町道の東約3kmで県道〇〇に接続する。)</p> <p>この町道の南側に、農家が3軒及びその農家の田が約3aある。</p> <p>ウ 他に公共施設等はない。</p>	
(2) 土地の崩壊などの防止措置	
<p>ア 表土の先行除去、階段掘りの完全実施を行う。特に、階段の高さ、小段の幅、掘削面の傾斜角は、必ず確保する。</p> <p>イ 掘削に当たり、岩石の硬軟、断層、石目等を必ずチェックする。</p> <p>ウ 保全箇所の幅は5m以上、のり面の角度40度以下を確保する。</p>	
(3) 騒音・振動の防止措置	
<p>ア 冬期は5時(夏期は6時)から翌日9時まで、発破は行わない。</p> <p>イ タ方6時から翌日8時まで、破碎選別及び掘削はしない。</p> <p>ウ クラッシャー等の破碎選別機器は、建家で覆う。</p> <p>エ 機械の保守点検を行った際、注油等を確実に行うとともに、不良部品の発見・早期取替えに努める。</p>	

<p>(4) 粉じんの防止措置</p> <p>ア クラッシャー、スクリーン等の機械には、散水ノズルを設置し、噴霧散水を行う。</p> <p>イ ダンプ通路には、定期的に（1日1回程度）散水用タンク車で散水する。</p> <p>ウ オープンシュートは、原石が著しく乾燥しているときや、風が強い時は行わない。</p>
<p>(5) 飛石の防止措置</p> <p>ア 岩石の質、亀裂、走向等をチェックし、適正な装薬量、せん孔方向を決定する。</p> <p>イ 発破は、1日最高5回とするが、通常は、9時、11時及び14時の3回とする。残りの2回は午前1回、午後1回とする。</p> <p>また、発破に当たっては、警報を発し、見張り人を立て南側の町道を一時通行止めにする。</p>
<p>(6) 廃土等（廃土、廃石、脱水ケーキ及び脱水ケーキの処理土）の流出防止措置</p> <p>立地条件 採石場北側の旧採取跡地を利用して廃土等堆積場とする。</p> <p>周辺は、山林で民家等はない。</p> <p>地盤の整備 段切りを行う。</p> <p>土留施設 重力式コンクリート擁壁</p> <p>排水施設 のり尻及び盛土天端の地山との境界部に水路を設置し、沈砂池に導く。</p> <p>廃土等搬出計画 計画なし（旧採取場跡地の埋戻しに利用のため）</p> <p>その他</p>
<p>(7) 汚濁水等の流出防止措置</p> <p>場内水を排出する場合の措置</p> <p>破碎・選別に使用する水は、循環使用し、場外には排出しない。</p> <p>雨水などの場内貫流による汚濁の防止</p> <p>ア 雨水などの貫流水については、各小段などに設置する水路で集水し、各集水区域（4つの集水区域）ごとに設置する沈砂池に誘導する。</p> <p>イ 水路の総延長7km</p> <p>ウ 沈砂池は、1つ集水区域に対し、メイン1箇所、サブ1箇所とする。</p> <p>エ 沈砂池は月1回しゅんせつし、メインの沈砂池をしゅんせつ中はサブの沈殿池を使用する。</p>
<p>(8) 原石・製品及び廃土等の運搬に伴う措置</p> <p>原石・製品の搬出方法及び経路</p> <p>ダンプトラック（約××台）で搬出。</p> <p>一般国道〇〇線を×方向へ搬出する。（別添搬出経路図のとおり）</p> <p>廃土等の搬出方法及び経路</p> <p>廃土等は埋戻しに利用するため場外に搬出はしない。</p> <p>搬出に伴う災害の防止措置</p> <p>通学、通勤時間帯を避け、朝9時から夕方4時までとする。</p> <p>運搬中の粉じん発生の防止及び運搬物の落下防止のため、シートカバーを装着する。</p> <p>過載防止教育を徹底し、道路が汚れた場合の清掃、舗装を行う。</p> <p>場外搬出時には、洗車ピットにおいてダンプトラックのタイヤ付着土を洗い落とし、路上への泥の散乱防止を図る。</p>

(9) 採取期間終了時の措置

掘削面の緑化等の措置

残壁の階段高は20m以下、小段幅2m以上、平均勾配60度以下とする。

のり面が崩壊しない様、土留施設を設ける。

植栽、種子吹付け等を行い、その後も追肥、補植等の植生管理をすることにより山林復旧に努める。

廃土等の堆積場における緑化等の措置

堆積場ののり面には、芝張りを行い、地山化を図る。

その他の区域の緑化又は採掘終了時等の措置

出入口付近には立入禁止柵を設け、沈砂池には転落防止柵を設置する。

7 岩石の賦存の状況

地形・地質

岩石の走向・傾斜

走向 NOO -△△ E 傾斜 OO - △△ NE

岩石の賦存量

10,000,000ト

8 採取をする岩石の用途

採取しようとする岩石の名称	年間生産量(トン)	年間生産量の製品別内訳(単位 トン)											工業原料	
		砕石					石材							
		道路用	コンクリート用	鉄道床用	砂	その他	小計	切石	間知石割石	割くり石	その他	小計		
はん岩	408,950	150,000	200,000		58,950		408,950							
計	408,950													
主な仕向地		○○町	△△町		□□県									

1 この採取場を管理する事務所

名 称 〇〇採石安佐北事務所

所 在 地 広島市安佐北区〇〇町大字△△字□□

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

2 この採取場の主たる業務管理者

住 所 広島市安佐北区〇〇町大字△△字□□

氏 名 採石 二郎

生年月日 昭和49年9月16日

合格・認定年月日・番号 広島15-〇〇

連絡先 事務所の電話番号に同じ（緊急時：090-0000-0000）

3 業務管理者の現場監督計画

作業時間 午前8時から午後5時まで

監督上の留意事項

- 1 採取計画に基づき採取するよう、指揮、監督する。
- 2 岩石の採取に伴う災害の防止が行われるよう、指揮、監督する。
- 3 発破時の飛石、粉じん、騒音の防止に関し細心の注意をし、事故のないよう監督する。
- 4 運搬時の事故防止に関する教育を随時行う。
- 5 場外運搬時の道路等の汚濁防止に努め、汚れた場合は道路清掃を行う。
- 6 作業員の安全意識を高め、朝礼での安全確認を行う。